

班長免除指針(内規)

1. 本指針は、戸頭町会会則第9条（1）班長の選出に関して、班長の免除に関する取り扱いについて指針を定める。

2. 班長の免除事項

- (1) 要支援、要介護の対象の会員、及び要支援、要介護しなければならない家族を抱えている会員は班長を免除される。＊要支援、要介護度は別表に示す。
- (2) 会員から「身体不自由、体力低下等が著しく班長責務を果たせない」と具体的に申し入れがあった場合、班長を免除される。
- (3) その他、班長職を勤められない事情があり、班員の同意を得た会員は、班長を免除される。

但し、下記条件の場合班長免除は適用されない。

ア) 本人が就任を希望する場合は、上記事項は返上される。

イ) 免除事項(1)、(2)、(3)の該当要因が無くなった時は、一般会員と同様の義務を負う。

3. 班長、地区部長の選出

(1) 各班、各地区で役員を選出で問題が発生～本部へ調整要請が出された場合、本部は選出に関与する。

(2) 下記、指針にて調整を行う。

ア) 役員を選出は会員の互選によることを原則とする。

ただし、班内で選出方法が引き継がれている場合はこの限りではない。

- ① 抽選による選出
- ② 輪番制による選出
- ③ その他

イ) 原則として就任回数の少ないものを優先、前年度の3月1日時点で町会に加入している世帯を対象とする。

ウ) 世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については、班に於ける役員選出時に十分な配慮するようにアドバスを行う。

エ) 班内の役員候補可能な世帯数が少数の場合、会員の同意を得れば他の班とパートナーを組み班長選出も可とする。

両班の世帯数を合計した中から1名以上の班候補を選出する。但し実施に当たっては自班内の総意及び相手班の同意を得ること。

オ) その他、状況に応じて本部役員会議で検討、指導する。

4. 本規程の改廃は、本部役員会の決議により行う。

5. 附 則

本指針は、令和4年11月1日から施行する。

—以上—

改定

(1) 2022.11.26 文章を明確な表現に修正

2.(1)介護が必要とされる会員、介護しなければならない家族を抱えている場合、 班長を免除される。

➡ 要支援、要介護の対象の会員、及び要支援、要介護しなければならない家族を抱えている会員は班長を免除される。＊要支援、要介護度は別表に示す。

2.(2)本人(世帯主)が身体不自由、体力低下、要支援の対象者である場合、班長を免除される。

➡ 会員から「身体不自由、体力低下等が著しく班長責務を果たせない」と具体的に申し入れがあった場合、班長を免除される。

要介護度	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例
自立	支援が必要ない状態。	日常生活を一人で支障なく送ることができる
要支援1	基本的に一人で生活ができるが家事などの支援が必要。 適切なサポートがあれば、要介護状態になることを防ぐことができる。	日常生活は基本的に自分だけで行うことができるが、掃除や身の回りのことの一部において、見守りや手助けが必要。
要支援2	基本的に一人で生活ができるが、要支援1と比べ、支援を必要とする範囲が広い。 適切なサポートがあれば、要介護状態になることを防ぐことができる。	立ち上がりや歩行などでふらつく、入浴で背中が洗えない、身だしなみを自分だけでは整えられないなど支援を必要とする場面が多い。
要介護1	基本的に日常生活は自分で送れるものの、要支援2よりも身体能力や思考力の低下がみられ、日常的に介助を必要とする。	排泄や入浴時に見守りや介助が必要。
要介護2	食事、排泄などは自分でできるものの生活全般で見守りや介助が必要。	自分だけで立ったり、歩いたりするのが困難。爪切り、着替え、立ち上がり、歩行などに介助が必要 「薬を飲むのを忘れる」「食事をしたことを忘れる」などの認知症初期症状がみられるなど。 問題行動をとる場合もある。
要介護3	日常生活にほぼ全面的な介助が必要。	食事、着替え、排せつ、歯みがきなど、日常生活において基本的に介助を必要。 認知機能の低下などの場合には対応も必要。問題行動をとる場合もある。

要介護4	自力での移動ができないなど、介助がなければ日常生活を送ることができない。	排せつ、食事、入浴、着替えなどすべてにおいて介助がないと行えない。 思考力の低下などもみられ、認知症の諸症状への対応も必要になることもある。
要介護5	介助なしに日常生活を送ることができない。コミュニケーションをとることが困難で、基本的に寝たきりの状態。	日常生活全般が自分で行えないため、寝返りやオムツの交換、食事などすべてで介助が必要。 会話などの意思疎通も困難。